

王寺町告示第 34 号

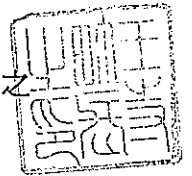
公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び王寺町税条例(昭和29年条例第7号)第18条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、王寺町役場税務課に保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和 8 年 9 月 17 日

王寺町長 平 井 康 之



氏 名	送達する書類
NGUYEN ANH DUNG	令和8年度国民健康保険税(1期)督促状
株式会社 奈良商事	差押調書(謄本)
株式会社 奈良商事	配当計算書(謄本)・充当通知明細書
以下余白	

(注意)

上記書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。